

「はじっこ」の下町巡り

高飾区商連×足立区振連 宝探し、バルで街・店発信



両区の各所を人々を巡りながら「はじっこ」の宝探し。高飾区・足立区(振連)主催

連携事業を推進中だ。宝探しは、高飾区と足立区で2月15日(土)から2月16日(日)の2日間、両区各所を巡りながら「はじっこ」の宝探しを実施する。高飾区は、高飾区商連(高飾区)と足立区振連(足立区)の共同主催で、高飾区と足立区を巡りながら「はじっこ」の宝探しを実施する。高飾区は、高飾区商連(高飾区)と足立区振連(足立区)の共同主催で、高飾区と足立区を巡りながら「はじっこ」の宝探しを実施する。

八幡山の素敵なお店を食歩きして、あったかいバレンタインイブをしよう。そんな呼びかけで初のバレンタインイブを実施する。高飾区八幡山商連(高飾区)と足立区振連(足立区)の共同主催で、高飾区と足立区を巡りながら「はじっこ」の宝探しを実施する。

八幡山の素敵なお店を食歩きして、あったかいバレンタインイブをしよう。そんな呼びかけで初のバレンタインイブを実施する。高飾区八幡山商連(高飾区)と足立区振連(足立区)の共同主催で、高飾区と足立区を巡りながら「はじっこ」の宝探しを実施する。

10 第2項から前項までの規定にかかわらず、第2項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。

11 組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、第1項第1号から第4号までに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。

12 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(事業総損益金額)
第35条 事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額(以下「事業総損益金額」という)は、事業総利益金額として表示しなければならない。

2 組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総利益金額は、事業の種類ごとに区分し表示することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。

(事業利益金額)
第36条 事業総利益金額(当該金額が2以上ある場合には、その合計額)から一般管理費の合計額を減じて得た額(以下「事業利益金額」という)は、事業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業利益金額が零未満である場合には、零から事業利益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。

(経常利益金額)
第37条 事業利益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額(以下「経常利益金額」という)は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常利益金額が零未満である場合には、零から経常利益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)
第38条 経常利益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額(以下「税引前当期純損益金額」という)は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純利益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純利益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(税 等)
第39条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税等(法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ)と法人税等調整額(税務会計(貸借対照表等に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益金額と法人税等の金額を合理的に対応させるとの会計処理をいう)の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう)

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第1号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(当期純損益金額)
第40条 第1号及び第2号に掲げる額の合計額から第3号及び第4号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

損益計算書は、1事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものであるが、単に計成成績を明らかにすることとせず、将来の経営指針、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況及びその趨勢を把握するための書類である。

この損益計算書に關し、企業会計原則は、その損益計算書原則において、その本質に關し、次のように述べている。

「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに對する費用とを記載して經營利益を表示し、これに特別利益に屬する項目を加算して当期純利益を表示しなければならない。

A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算書から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上してはならない。

B 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

C 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に對表示しなければならない。」

組合会計は、企業会計原則に準拠し、さらに組合会計に關する剰余金の配当、持分計算、加入金、事業別会計等の特殊な会計が必要となる。

組合会計基準は、これらの会計に對して一定の基準を示してきた。

なお、商法規則第10条には、用語の解釈及び規定の適用に關して、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行を」として規定されている。この規定により、各事業年度ごとに組合が作成すべき貸借対照表については、この規定の定めるところによる。

(貸借対照表の区分)
第22条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
二 負債
三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。

上記の規定を受けて、第23条(資産の部の区分)、第24条(負債の部の区分)、第25条(純資産の部の区分)に規定されている区分は、次のとおりである。

資産の部の区分(商法規則第23条第1項) 流動資産、固定資産、繰延資産
固定資産の区分(商法規則第23条第2項) 有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産

負債の部の区分(商法規則第24条第1項) 流動負債、固定負債
純資産部の区分(商法規則第25条第1項) 組合員資本、評価・換算差額等
組合員資本の区分(商法規則第25条第2項) 出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金

上記の商法規則に規定されている具体的な項目(勘定科目をいう)は、さらに次のとおり区分しなければならないとされている。

○流動資産(商法規則第23条第3項第1号)
現金及び預金、受取手形、売掛金、売買目的有価証券、商品、製品、副産物及び作業くず、半製品、原料及び材料、仕掛品及び半成品、消耗品、消耗工具、器具及び備品、前受金、前払費用、未収収益、貸付金、繰延税金資産

○有形固定資産(商法規則第23条第3項第2号)
建物及び構築物、照明、通風等の付属設備、構築物、機械及び装置並びにホイス、コンベヤ、起重機等の搬送設備、船舶及び水上運搬具、鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定

○無形固定資産(商法規則第23条第3項第3号)
特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、営業権、漁業権、ソフトウェア

○外部出資その他の資産(商法規則第23条第3項第4号)
外部出資、長期保有有価証券、長期前払費用、繰延税金資産

○流動負債(商法規則第24条第2項第1号)
支払手形、買掛金、前受金、引当金、賦借入金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等、未払費用、前受収益、仮受賦課金、繰延税金負債

○固定負債(商法規則第24条第2項第2号)
長期借入金、引当金、繰延税金負債

○資本剰余金(商法規則第25条第3項)
資本剰余金、その他資本剰余金

○利益剰余金(商法規則第25条第4項)
利益準備金、その他利益剰余金

○その他利益剰余金(商法規則第25条第6項)
役員報酬費用繰越金、組合積立金、当期末処分剰余金、当期末処理損失金

商店街振興組合の運営の手引き(2)

貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成されるもので、一定の日時における組合の財政状況を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。

貸借対照表に記載される資産の価額は、原則として当該資産の処分価額ではなくて取得価格であり、その貸方は組合資本の調達源泉を示し、その借方はその資本の運用状況を示すもので、これが組合財政状態を表示するといわれるゆえである。

貸借対照表を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければならないが、組合会計における剰余金の配当、持分の計算、加入金、事業別会計等、特殊な会計が必要となる。

組合会計基準は、これらの会計に對して一定の基準を示してきた。

平成19年4月、商法規則が改正され貸借対照表の表示等に関する規定が設けられたことから、この規定を踏まえて作成することが要請されている。なお、商法規則第10条には用語の解釈及び規定の適用に關して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の会計の慣行を示すことが規定されており、この「その他の会計の慣行」には組合会計基準の内容が包含されている。

1 商法規則の貸借対照表に関する規定

(通則)
第21条 法第53条第1項に規定する組合の成立の日における貸借対照表及び法第53条第2項(法第78条において準用する場合を含む)の規定により、各事業年度ごとに組合が作成すべき貸借対照表については、この規定の定めるところによる。

(貸借対照表の区分)
第22条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
二 負債
三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。

上記の規定を受けて、第23条(資産の部の区分)、第24条(負債の部の区分)、第25条(純資産の部の区分)に規定されている区分は、次のとおりである。

資産の部の区分(商法規則第23条第1項) 流動資産、固定資産、繰延資産
固定資産の区分(商法規則第23条第2項) 有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産

負債の部の区分(商法規則第24条第1項) 流動負債、固定負債
純資産部の区分(商法規則第25条第1項) 組合員資本、評価・換算差額等
組合員資本の区分(商法規則第25条第2項) 出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金

いっしょに知って考えよう!

750名様に無料招待!

女性の健康のこと・がんのこと

スマイルキラキラ

セミナー&トークショー

3.5(木) 13:30-15:00 会場 山野ホール

紫吹 淳 (しぶき じゅん) 佐野 岳 (さの たく)

専門医が、がん検診やがんについての正しい知識と最新情報を教えてください。女性のみならず、この機会にゲストと一緒に学びましょう!

イベントご参加には①web、②FAX、③ハガキのいずれかでの申し込みが必要です。

■イベントの詳細・お申込みは「スマイルキラキラ」で検索 もしくは ☎03-6715-5479 (午前10時～午後5時/平日)

■応募受付/平成27年1月19日(月)～2月18日(水)消印有効 (PC、スマートフォンは、平成27年1月19日午前10時～2月18日午後6時)

女性健康週間 3月1日～8日 考えよう、がん検診の大切さ

主催 東京都福祉保健局 協力 森永製菓株式会社

■後援 厚生労働省、渋谷区、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会、公益社団法人東京都薬剤師会、公益社団法人日本対がん協会

イベントのお問合せ先「スマイルキラキラ セミナー&トークショー」係 ☎03-6715-5479 (午前10時～午後5時/平日)

自転車シェアリング 利用してみませんか

＝東京都環境局＝

あつて、スイカやバスなど、自転車などにかざすだけで手軽に借りられる(要事前登録)、目的地近郊のステーションで返却できる自転車。1回あたりの短時間(5分以内)での利用が中心で、通勤や観光、買い物など様々な目的で利用できる仕組みです。

現在、お台場(東区)や丸の内(千代田区)、虎ノ門(港区)などでサービスが開始されており、東京では、各区の取組を支援するとともに、広域的な展開も検討していきます。

利用方法・料金など詳細は各区分HPにてご確認ください。

△問合せ先 各区環境局
▽環境局 環境都市づくり課03-35388033

統計調査

この国の変化を数字で見つめる 国民の生活に合った、よりよい社会を実現するため 総務省統計局・東京都は様々な統計調査を定期的に行っています。

ご回答をお願いいたします。

労働力調査 実施周期 毎月 対象 世帯 内容 就業状況や完全失業率など「雇用」を明らかにする調査です。全国約40,000世帯を対象に調査しています。

家計調査 実施周期 毎月 対象 世帯 内容 世帯の収入・支出など「家計収支」を明らかにする調査です。全国約9,000世帯を対象に調査しています。

小売物価統計調査(消費者物価指数) 実施周期 毎月 対象 店舗・事務所、世帯、宿泊施設 内容 商品の小売価格やサービスの料金など「消費者物価」を明らかにする調査です。約500品目、約700銘柄の価格・料金を調査しています。

個人企業経済調査 実施周期 四半期ごと 対象 個人経営の事業所 内容 個人経営の事業所の「経営の実態」を明らかにする調査です。全国約4,000事業所を対象に調査しています。

皆様の個人情報には厳重に保護されます(統計法)。統計調査員は、厳格な守秘義務が課せられておりますので、調査の内容が漏れるようなことはありません。

統計調査をされた「かたり調査」にご注意ください(統計法)。統計調査員は「調査員証」を携帯しています。不審に思われた場合は東京都総務局統計部までお問い合わせください。

総務省統計局・東京都 http://www.toukei.metro.tokyo.jp/ 東京都の統計